

第 19 回 国分川調節池を育む会

日時：平成 26 年 3 月 16 日（日）

9 時 30 分～

場所：東国分中学校 多目的室

次 第

1. 平成 25 年度工事報告（現場見学会）

2. あいさつ

3. 全体会

（1）前回の検討事項の報告について

① 昨年 10 月の台風 26 号の対応について

（千葉県真間川改修事務所）

② 国分川沿い道路の幅員について（市川市道路管理課）

（2）運営・管理について

（市川市みどり整備課）

（3）検討にあたっての留意点

（千葉大学大学院園芸学研究科 近江慶光氏）

4. 検討部会

5. 全体会

（4）検討部会からの発表

<資料>

1. 整備予定年度別区域図

2. アンケート結果

3. 運営・管理について

事務局（市川市役所 みどり整備課）

TEL：047-332-8774（直通）

FAX：047-332-8749（河川・下水道整備課内）

メール：midoriseibi2@city.ichikawa.chiba.jp

国分川調節池整備方針

○国分川調節池整備テーマ

人と生き物の輝く池を次の世代に手渡そう！

○整備基本方針

1) 地域を洪水の被害から守り、治水に対する理解を深める

- ・洪水の危険から地域を守る治水機能を確保する。
- ・日常の利用により、治水の重要性を知り、興味を育む場、一人ひとりの取り組みかたを知る場とする。

2) ふるさとの自然を復元し、子どもたちや次の世代へと伝える

- ・自然ネットワークの大拠点となる豊かな自然を復元する。
- ・さまざまな生き物を育む、多様な環境を復元する。
- ・川の水質改善など、自然のもつ機能を発揮させる

3) 人と人、人と自然のふれあいを育む

- ・子どもたちが、ふるさとの自然と自由にふれあえる場とする。
- ・懐かしさを感じる風景の中で、穏やかに過ごすことのできる場とする。
- ・子どもから高齢者等まで、世代を越えた様々な人々の交流の場とする。

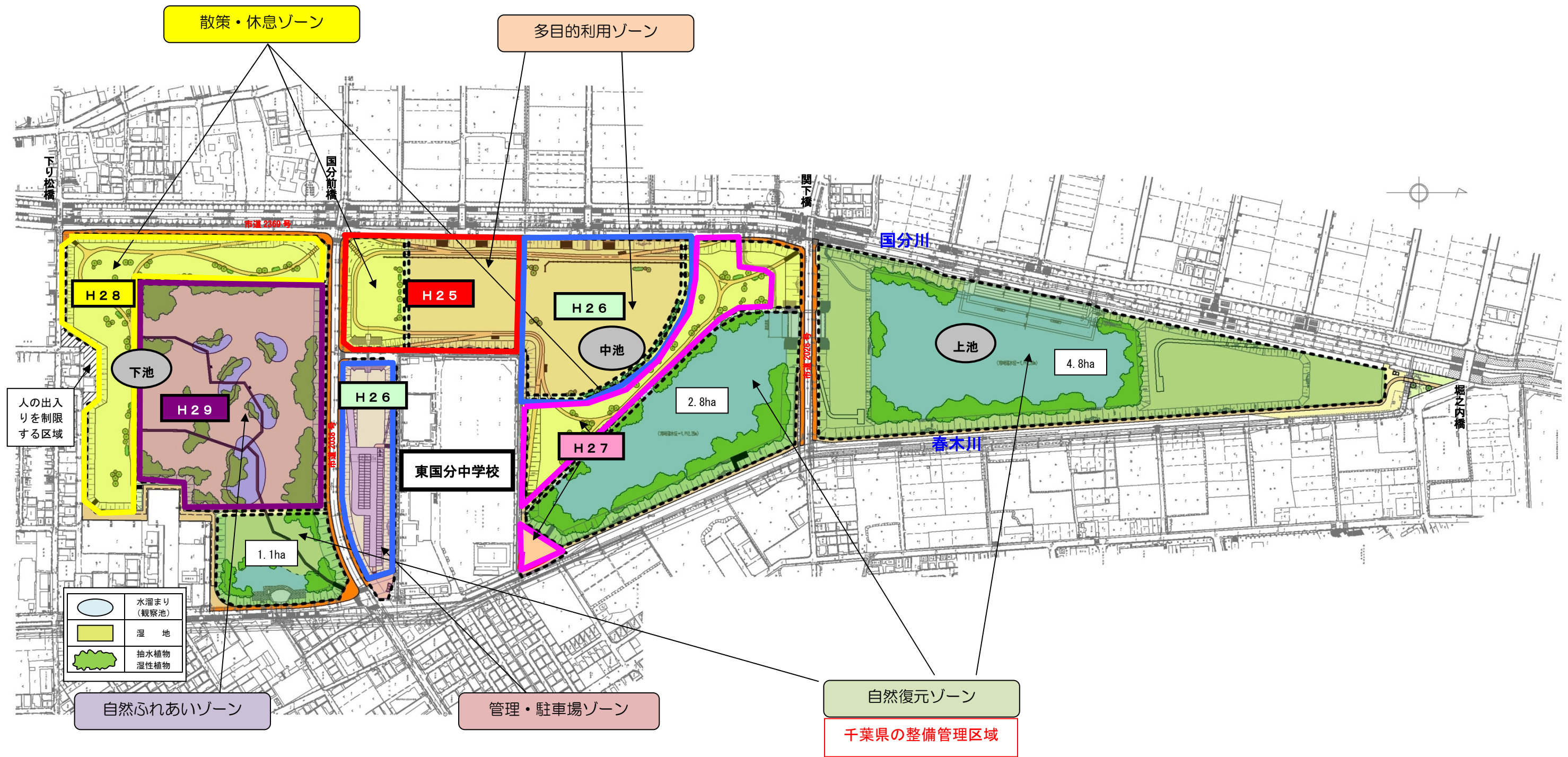
4) 緑豊かな木々に彩られた、雄大で多様な水辺の風景をつくる

- ・市川の原風景を感じる場とする。
- ・周辺から見える緑を増やし、住環境の向上に役立てる。
- ・自然と調和する施設整備を行う。

5) イベントや運営への参加を通じて、国分川調節池への愛着を育む

- ・市民の知恵と経験を活かしつつ、市民と行政のパートナーシップに基づく管理を行う。
- ・管理費用の抑制に配慮した整備を行う。

国分川調節池上部活用 整備予定年度別区域図 (H25~H29)



0 50 100 200 500m

0 50 100 200 500m

国分川調節池を育む会 アンケート集計結果

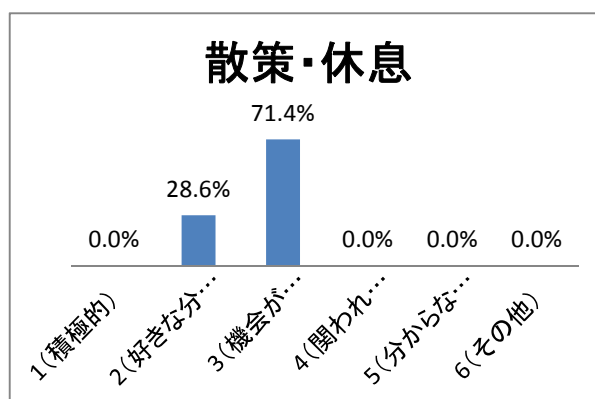
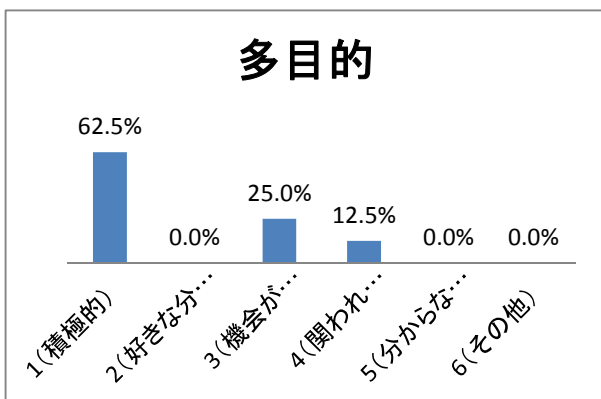
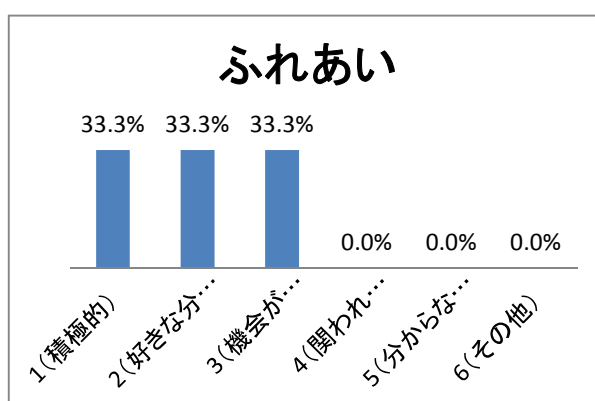
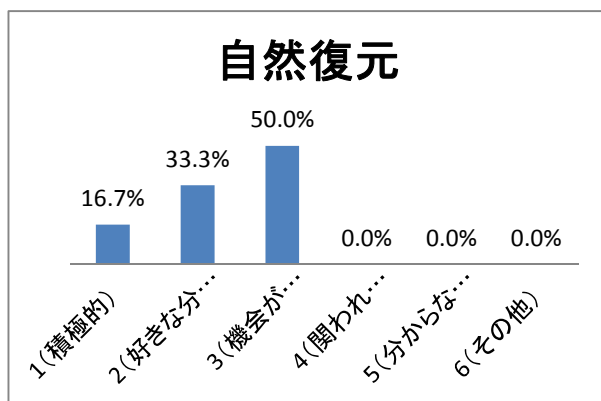
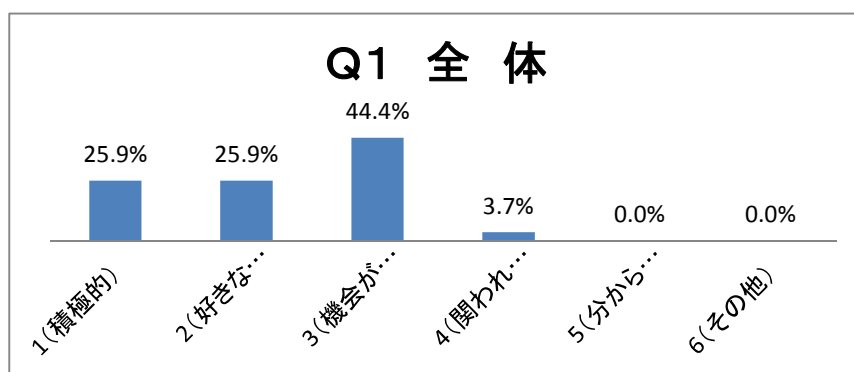
Q1. 今後の国分川調節池の運営や管理について、どのように関わっていただくことができそうですか？ 考えに最も近い番号に○をつけてください。

1. 運営・管理ともに積極的に関わっていきたい。
2. 自分の好きな(得意な)分野について、積極的に関わっていきたい。
3. 機会があれば関わっていきたい。
4. ほとんど関われそうにない。
5. わからない。
6. その他

結果

(単位 左:人 右:割合)

選択肢\部会	復元		ふれあい		多目的		散策		未記入		全体	
1(積極的)	1	16.7%	1	33.3%	5	62.5%	0	0.0%	0	0.0%	7	25.9%
2(好きな分野)	2	33.3%	1	33.3%	0	0.0%	2	28.6%	2	66.7%	7	25.9%
3(機会があれば)	3	50.0%	1	33.3%	2	25.0%	5	71.4%	1	33.3%	12	44.4%
4(関われない)	0	0.0%	0	0.0%	1	12.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.7%
5(分からない)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
6(その他)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	6	100.0%	3	100.0%	8	100.0%	7	100.0%	3	100.0%	27	100.0%



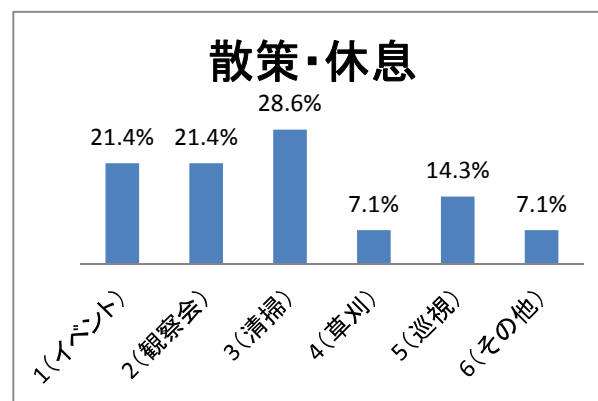
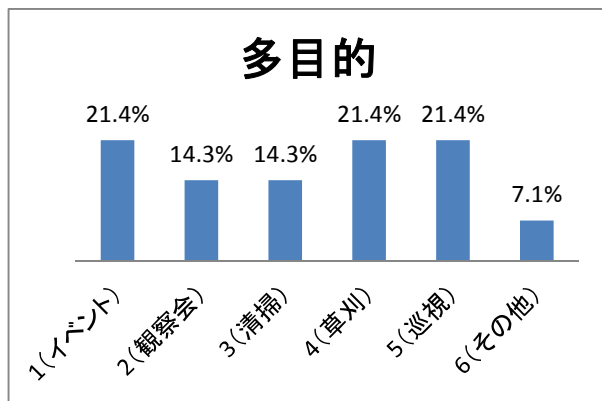
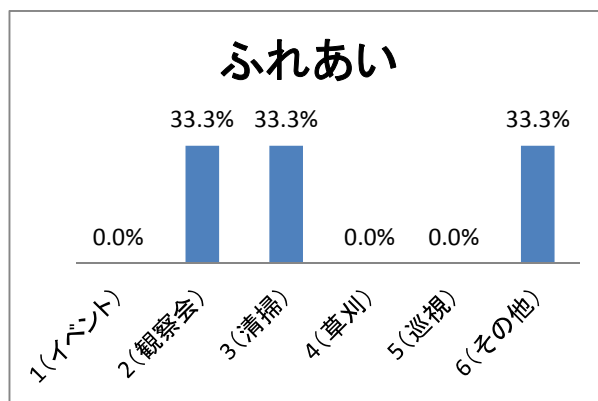
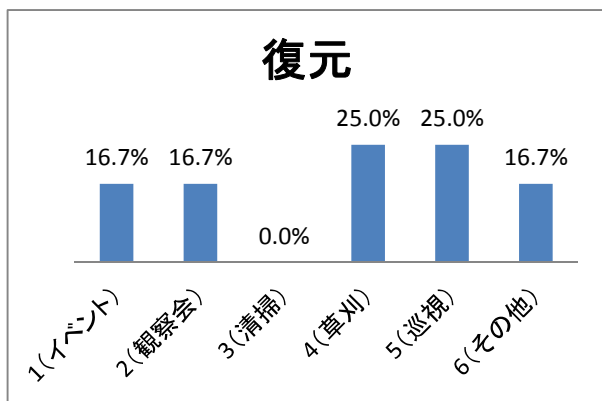
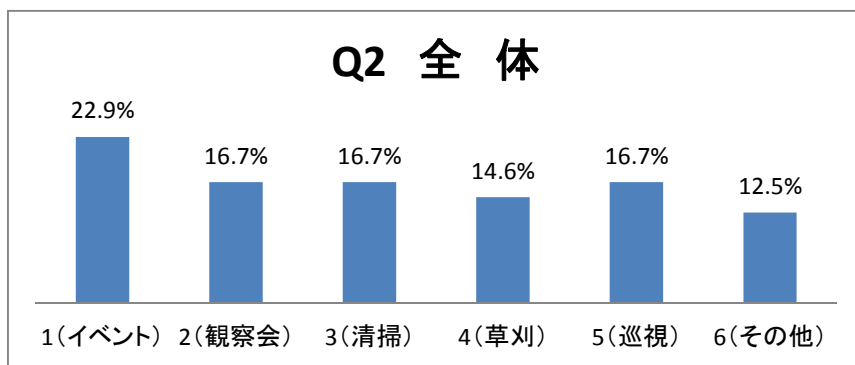
Q2.どのような内容に関わっていきたいと思いますか？該当する項目の番号全てに○をつけてください。

1. イベント等の開催
2. 観察会等の開催
3. 清掃活動
4. 草刈、除草活動
5. 巡視活動
6. その他

結果

(単位 左:人 右:割合)

選択肢\部会	復元		ふれあい		多目的		散策		未記入		合計	
1(イベント)	2	16.7%	0	0.0%	3	21.4%	3	21.4%	3	60.0%	11	22.9%
2(観察会)	2	16.7%	1	33.3%	2	14.3%	3	21.4%	0	0.0%	8	16.7%
3(清掃)	0	0.0%	1	33.3%	2	14.3%	4	28.6%	1	20.0%	8	16.7%
4(草刈)	3	25.0%	0	0.0%	3	21.4%	1	7.1%	0	0.0%	7	14.6%
5(巡視)	3	25.0%	0	0.0%	3	21.4%	2	14.3%	0	0.0%	8	16.7%
6(その他)	2	16.7%	1	33.3%	1	7.1%	1	7.1%	1	20.0%	6	12.5%
合計	12	100.0%	3	100.0%	14	100.0%	14	100.0%	5	100.0%	48	100.0%



Q3.調節池の管理は主に行政が行いますが、市民ボランティアとしての今後の運営・管理は、どのような組織体制で行うのは良いと思いますか？考えに最も近い番号に○をつけてください。

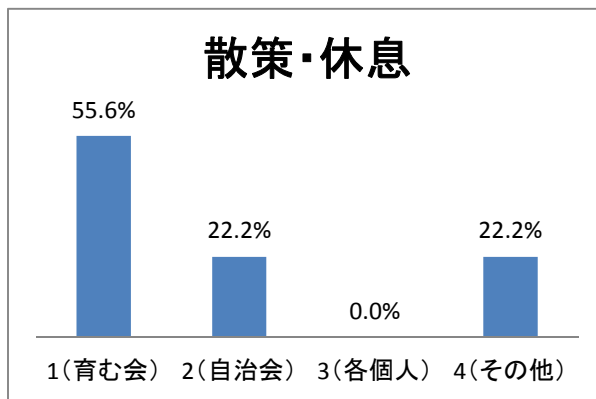
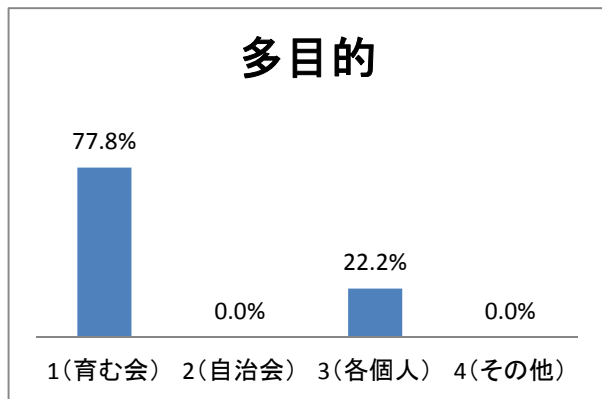
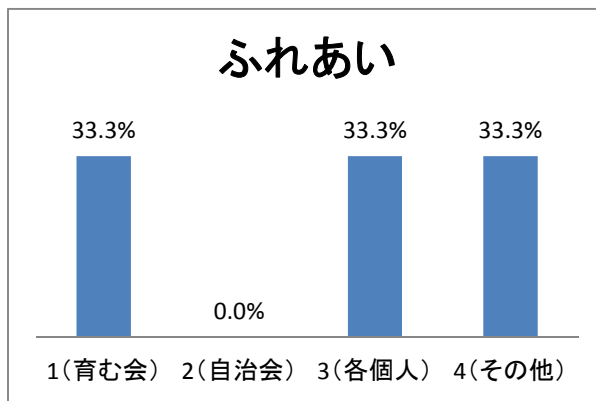
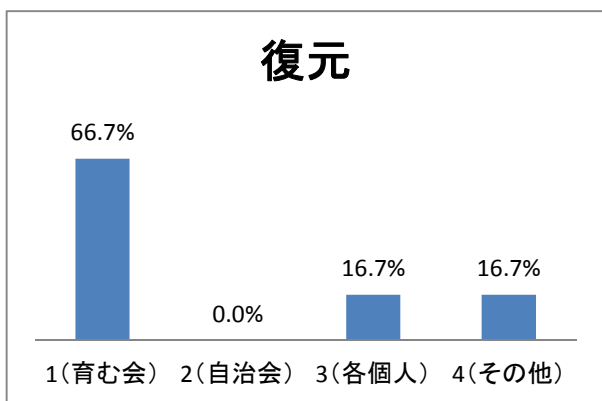
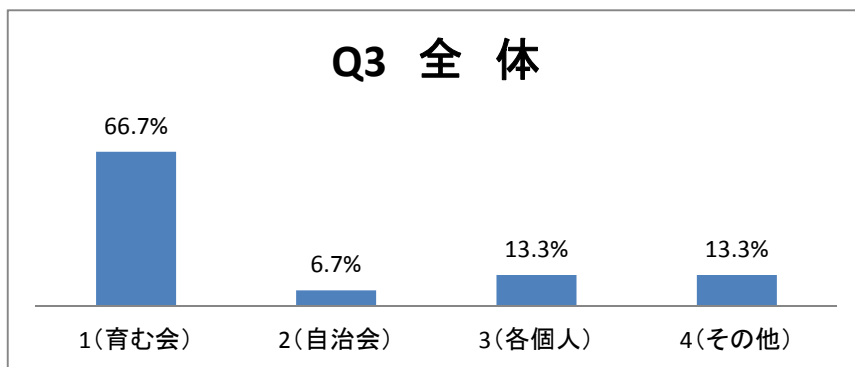
1. 国分川調節池を育む会（育む会が発展した団体も含む）
2. 自治会（または自治会の連合組織）
3. 各個人での活動
4. その他

結果

（単位 左:人 右:割合）

選択肢\部会	復元		ふれあい		多目的		散策		未記入		合計	
1(育む会)	4	66.7%	1	33.3%	7	77.8%	5	55.6%	3	100.0%	20	66.7%
2(自治会)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	22.2%	0	0.0%	2	6.7%
3(各個人)	1	16.7%	1	33.3%	2	22.2%	0	0.0%	0	0.0%	4	13.3%
4(その他)	1	16.7%	1	33.3%	0	0.0%	2	22.2%	0	0.0%	4	13.3%
合計	6	100.0%	3	100.0%	9	100.0%	9	100.0%	3	100.0%	30	100.0%

※多目的利用ゾーン、散策・休息ゾーンは、複数回答した者の回答も含む



①運営・管理スケジュール

H26.3
利用ルールを決めよう

公園を利用する際の基本的なルールを決めていきます。

H26.6
やりたいこと考えよう

利用ルールに沿って、みなさんが調節池緑地でやりたいことを整理します。

H26.10
運営・管理を考えよう①

やりたいことを実行するにあたって、活動内容、組織体制等を検討していきます。

H27.2
運営・管理を考えよう②

活動内容、組織体制等を決定し、ボランティア活動の試行準備に入ります。

平成27年度より、試行開始

ボランティア活動の試行を開始します。
(試行が難しいようでしたら、今後の育む会でさらに準備を進めていきます。)

②市川市都市公園条例（概要）

市川市の公園全てに適用されるルール

1. 行為の制限

市長の許可が必要なもの

行商、募金、業としての撮影、興行、競技会、展示会等（イベント、盆踊り等）

2. 行為の禁止

- (1) 公園を壊すこと、汚すこと
- (2) 樹木の伐採、植物の採取
- (3) 土地を形を変えること
- (4) 動物の捕獲、殺傷
- (5) 商業広告の掲示、配布
- (6) 立入禁止区域に入ること
- (7) 指定された場所以外への自転車の乗り入れ、駐車
- (8) 他の利用者に危害を及ぼす恐れのあるもの（ゴルフの練習等）
- (9) 公園以外の用途に利用すること

これ以外に、（仮称）国分川調節池緑地の独自ルールを検討します。

③（仮称）国分川調節池緑地 全体ルール（案）

- (1) 洪水時や洪水が予想される場合は、利用できません**
⇒調節池であることから、利用者の安全を確保するため。
- (2) 夜間の利用は出来ません。**
⇒調節池であることから、利用者の安全を確保するため。
- (3) ゴミは各自で持ち帰ってください。**
⇒洪水時にゴミが浮遊してしまうため。
- (4) 公園内は、{①禁煙 ②分煙 ③歩きタバコ禁止} です。**
⇒他の利用者や自然環境に配慮するため。
風が強い場所であり、火災予防のため。
- (5) ペットの放し飼いはやめてください。ペットのフンは飼い主が持ち帰ってください。**
⇒他の公園利用者に配慮するため。
- (6) 自転車は園内では押して歩き、駐輪場に停めてください。**
⇒園内での衝突事故等を防止するため。
- (7) 動物への餌やりはやめてください。**
⇒自然環境に配慮するため。

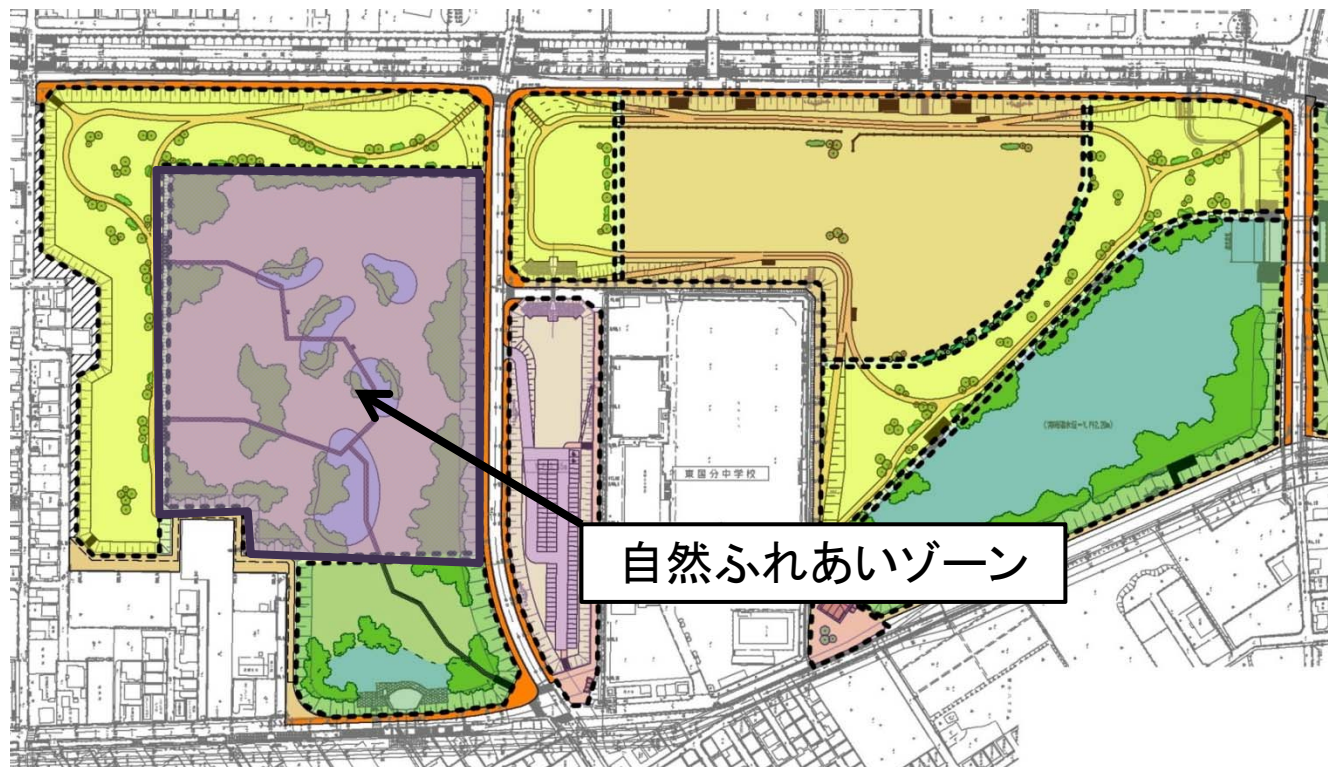
④自然ふれあいゾーン 利用ルール (案)

(1) ペット同伴での立ち入りはできません。

⇒自然環境に配慮するため

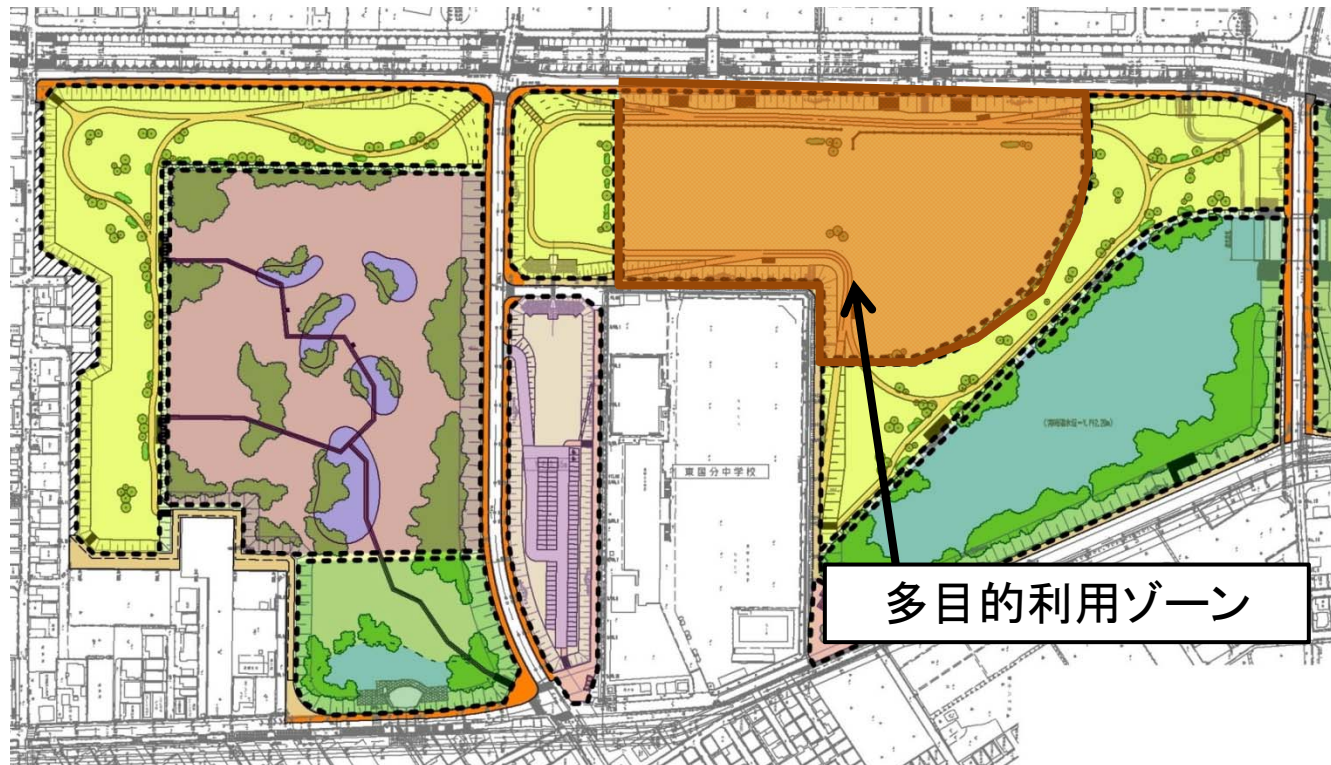
(2) 植物の持ち込み、採取はやめてください。

⇒自然環境に配慮するため。



⑤多目的利用ゾーン 利用ルール（案）

- (1) 団体利用の際は、公共施設予約システムで予約をしてください。**
⇒団体利用の平等性を図るため。
- (2) 団体利用時間以外は、一般利用ができます。**
⇒有効利用するため。



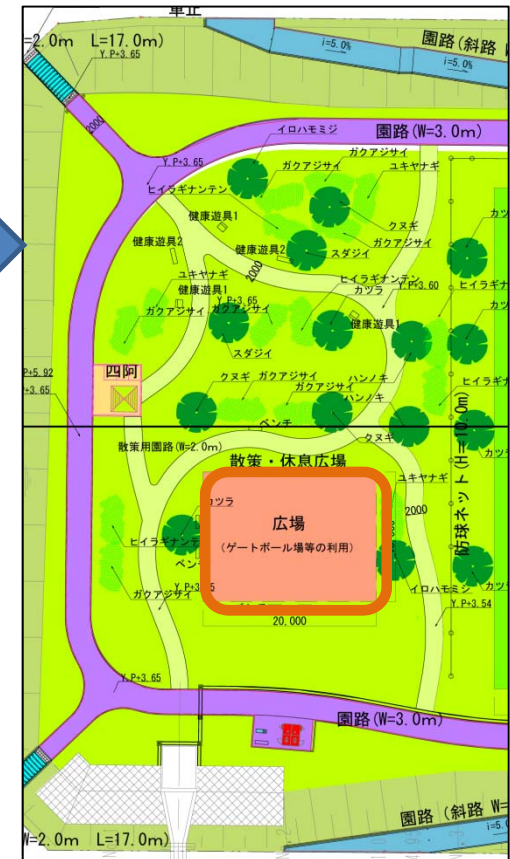
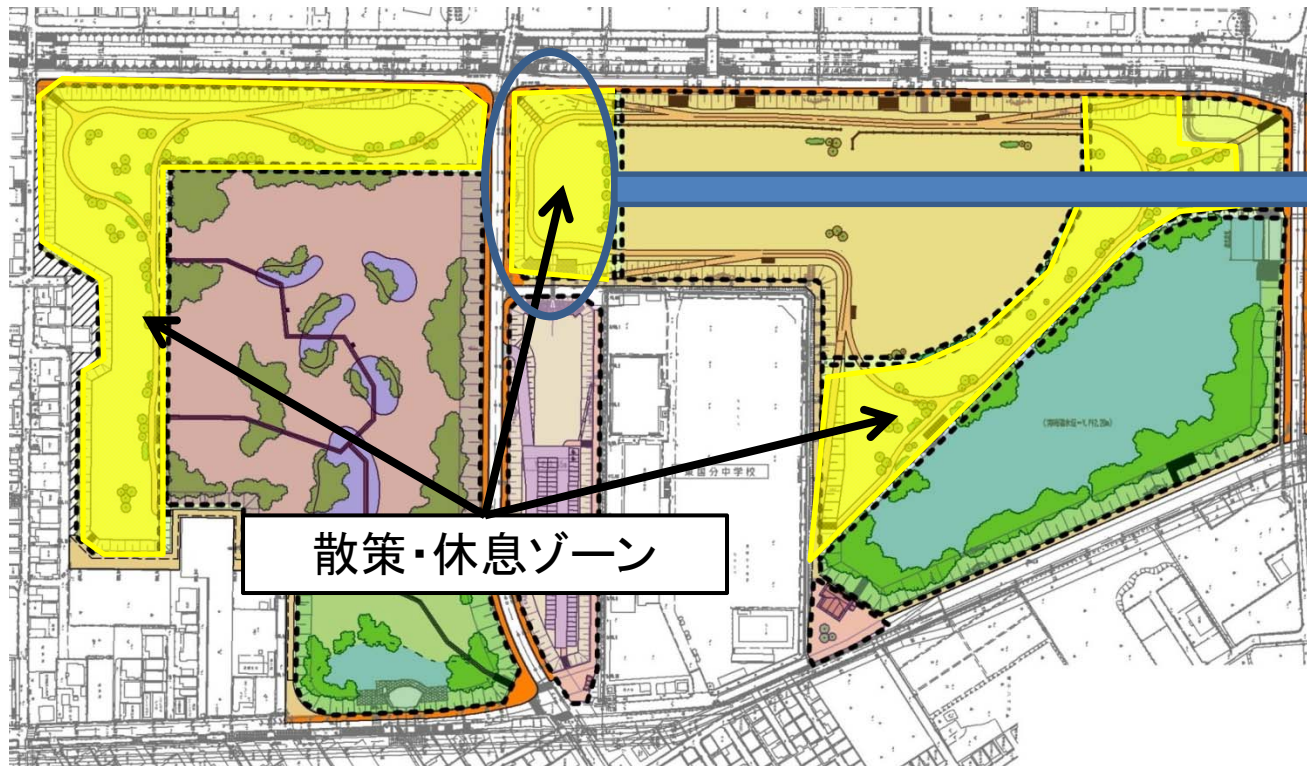
⑥散策・休息ゾーン 利用ルール (案)

(1) **ゴルフ練習等、他の利用者の迷惑になるようなことやめてください。**

⇒他の公園利用者の安全性を確保するため。

(2) **広場は自由にご利用ください。**

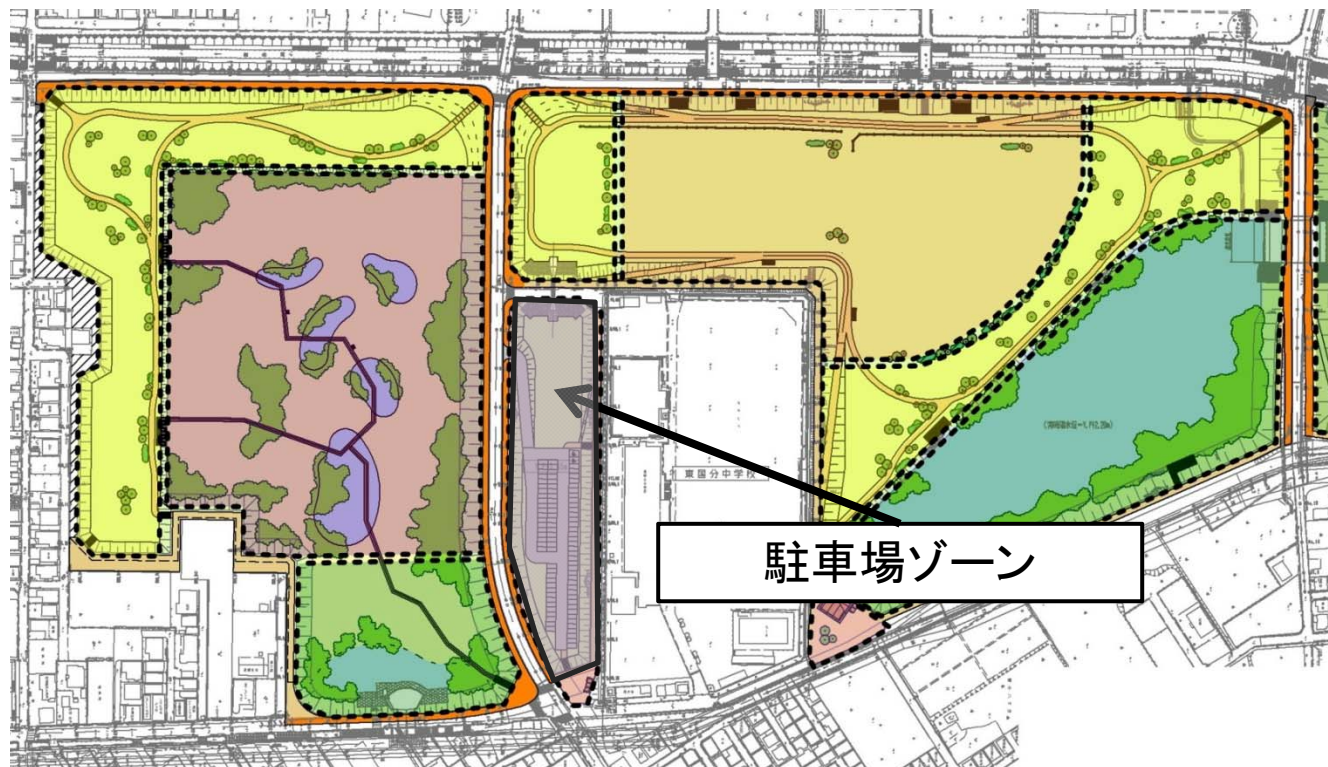
⇒公園の一部として利用いただくため。



⑦ 駐車場ゾーン 利用ルール (案)

(1) 洪水時や洪水が予想される場合は、利用できません (閉鎖します)。

⇒車が水没しないよう、退場をお願いするため。



⑧公園に設置する看板（他の公園の例）

公園を利用する皆様へ

公園を憩いの場として、楽しく利用していただくために、次のことは守りましょう。

- 犬の放し飼いは、やめましょう。
- サッカー・野球（バットぶり）・ゴルフなど他の利用者の迷惑になるようなボールあそびは、やめましょう。
- ロケット花火や打ち上げ花火は、公園周辺の住民のご迷惑になるので、**禁止**しております。
- 公園周辺には、**住宅**が隣接しているので、夜間・早朝の物音は小さなものでも響きます。どうか静かにされるようお願いします。

☆ マナーを守ってたのしく、安全な公園に。

市川市